# えの変更 をお知らせします

間市民税課 ☎443-2032、2033、2031 問税務事務所税務課 ☎465-3135

### 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除が見直されます

働き方の多様化を踏まえ、それぞれの控除が以下のとおり見直されます。

#### <給与所得控除>

- 控除額が一律10万円引き下げられます。
- 控除額の上限が適用される給与等の収入金額が1,000万円から850万円に 引き下げられ、控除額の上限が220万円から195万円に引き下げられます。
- ※特別障害者に該当する方、または23歳未満もしくは特別障害者である 扶養親族を有する方には、負担が増加しないよう別途措置があります。

#### <公的年金等控除>

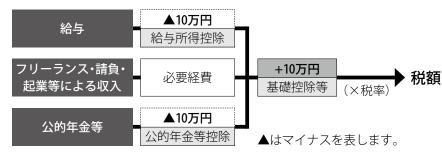
- 控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・控除額の上限が適用される公的年金等の収入金額が1,000万円 とされ、控除額の上限が195万5千円となります。
- 公的年金等以外の所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合は一律 10万円、2,000万円超の場合は一律20万円、控除額がさらに引き下げら れます。

#### <基礎控除>

- ・控除額が10万円引き上げられます。
- 合計所得金額が2,400万円を超えると、金額に応じて 控除額が減額されます(表1)。

#### 表1

合計所得金額	基礎控除額		
百司刀特並供	令和3年度以降	現行	
2,400万円以下	43万円		
2,400万円超2,450万円以下	29万円	33万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	33/1	
2,500万円超	適用なし		



※給与所得と年金所得がある方は、片方の控除のみ減額となります。

各控除の見直しに伴い、以下の各 所得要件が10万円引き上げられます。

- 同一生計配偶者および扶養親族
- 配偶者特別控除の対象となる配偶者
- 勤労学生
- 障害者・未成年者・ひとり親および 寡婦に対する非課税措置
- 住民税非課税限度額

### ひとり親控除が創設され、寡婦(寡夫)控除が見直されます

婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、本人の合計所得金額 が500万円以下の場合、「ひとり親控除」が適用されます。その他の寡婦については、引き続き「寡婦控除」が適用されますが、 子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限(合計所得金額が500万円以下)が設けられます。

#### <女性の場合の控除額>

			合計所得金額が500万円以下		
			死別	離別	未婚の ひとり親
扶	+	子	30万円	30万円	30万円
養	有	子以外	26万円	26万円	
扶養親族		JAST	20/17	20/1	_

…ひとり親控除 …寡婦控除

#### <男性の場合の控除額>

			合計所得金額が500万円以下		
			死別	離別	未婚の ひとり親
扶	有	子	30万円	30万円	30万円
扶養親族		子以外	_	_	_
族	無		_	_	_

詳細は、市ホームページ(「令和3年度からの市税の変更」で検索)をご覧ください。

市・県民税の申告および所得税の確定申告の日程などについては、「広報とやま令和3年1月20日号」でお知らせします。 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市・県民税は郵送による申告、所得税の確定申告はパソコンやスマート フォンからの電子申告(e-Tax)を利用してください。

# ひとり親世帯臨時特別給付金の 申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少など大きな困難が生じている ひとり親世帯に給付金を支給しています。対象となる方は申請してください。



#### 基本給付

#### 【対象者】

児童扶養手当の支給要件に該当する児童を監護し、以下 の①~③のいずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けた方
- ②公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童 扶養手当の支給が全額停止の方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準に減少した方

#### 【給付額】

1世帯 5万円(第2子以降の対象児童は1人につき3万円)

児童扶養手当受給資格者と、ひとり親家庭等医療費助成受給資格者には、7月上旬に案内を送付しています。

案内が届いていない方で、申請を希望される方は、問い合わせてください。

#### 追加給付

下記の対象者には、追加で給付金を支給します。

#### 【対象者】

基本給付対象者①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

#### 【給付額】

1世帯5万円

#### 【申請方法】

令和3年2月26日 金までに、申請書を、直接、こども 福祉課(市役所3階)または各行政サービスセンター地 域福祉課へ。

> 固こども福祉課 ☎443-2055 各行政サービスセンター地域福祉課 大沢野☎467-5811 大山☎483-1214 八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

## 避難行動要支援者支援制度への登録を

**固防災対策課 ☎443-2120** 

#### 避難行動要支援者支援制度とは・・・

災害が発生したとき、自力での避難が難しい高齢者や障害者などを「避難行動要支援者名簿(支援制度登録者)」に登録し、避難支援等関係者(消防・警察、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織)に対して平常時からその情報を提供することで、災害時の安否確認や避難誘導などに役立てるものです。



#### ●対象者

災害時に、地域や防災関係機関の支援を希望する在宅の方 (施設や病院に入所・入院している方は対象外)。

以下の①~④の方は、登録を特に推奨しています。

- ①要介護3~5の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳 1・2級の交付を受けている方
- ③療育手帳のA判定を受けている方
- ④「在宅ひとり暮らし高齢者台帳」に記載されている方

※支援に必要な個人情報を、避難支援等関係者へ提供する ことへの同意が必要です。

#### ●登録方法

申請書に記入・押印の上、直接、**申請書設置・受付場所**へ。 **防災対策課**(〒930-8510 新桜町7-38)へ郵送すること もできます。

※窓口で記入する場合は、印鑑を持参してください。

#### ●申請書設置·受付場所

防災対策課、福祉政策課、長寿福祉課、介護保険課、障害福祉課、 各行政サービスセンター地域福祉課、各中核型地区センター、 各地区センター

※申請書は、市ホームページ(「避難行動要支援者名簿」で 検索)からダウンロードすることもできます。